

第3章 基本構想

1 | まちの将来像

平成18年2月20日に2町1村が合併して誕生した中央市は、平成29年度を目標年次とする「第1次中央市長期総合計画」を平成20年3月に策定しました。第1次長期総合計画で定めた基本理念のもと、田富、玉穂、豊富の3地区の歴史や文化を大切にしながら、自治力の拠点づくり、暮らしの拠点づくり、やすらぎの拠点づくり、活力と交流の拠点づくりと、4つの「拠点づくり」を基本政策に掲げ、新しいまちづくりを着実に進めてきました。

第2次中央市長期総合計画では、本市が誕生してから、この10年で地を耕し、種を植え、結実させた多くの「実り」を、「豊か」に育むときと位置付けて、5つの「まちづくり」を基本政策に掲げ、まちの将来像を引き続き「実り豊かな生活文化都市」として、このまちすべての人が、豊かで実りある生活ができるまちづくりを目指します。



2 | まちづくりの基本理念

中央市市民憲章

中央市は、実り豊かな生活文化都市を目指しています。
わたくしたちは、長い歴史と自然の恵みにはぐくまれた郷土を愛し、心温かく希望にあふれるまちを築くため、ここに市民憲章を定めます。

- 1 緑豊かな自然を守り、やすらぎのまちをつくります
- 1 文化と伝統に誇りをもち、未来を拓くまちをつくります
- 1 元気に働き、豊かで活力あるまちをつくります
- 1 地域の輪を広げ、笑顔のまちをつくります
- 1 心と体を鍛え、まごころあふれるまちをつくります

前文解説

中央市は、すべての市民が豊かで快適に生活できるまち「実り豊かな生活文化都市」を目指しています。「長い歴史と自然の恵み」の部分は、風土に育まれた歴史、伝統などの文化的環境や川や山などの恵まれた自然環境を包括的に表現し、「心温かく希望にあふれるまち」の部分は、市民一人ひとりが思いやりの心を持って、健康で活力あふれる中央市の将来像を表現しています。

本文解説

【緑豊かな自然を守り、やすらぎのまちをつくります】

自然、環境の観点から、恵まれた自然環境に感謝しながら、美しい自然を守り、やすらぎのあふれるまちをつくることを表現しています。

【文化と伝統に誇りをもち、未来を拓くまちをつくります】

教育、文化の観点から、先人が築いた文化と伝統を大切に受け継ぎ、未来に向けて夢あるまちをつくることを表現しています。

【元気に働き、豊かで活力あるまちをつくります】

労働、生産の観点から、市民誰もが労働意欲を持ち、希望と活力あふれる力強いまちをつくることを表現しています。

【地域の輪を広げ、笑顔のまちをつくります】

道徳、心構えの観点から、互いを尊重し、やさしさあふれ安心して暮らせるまちを共に創りあげることが表現されています。

【心と体を鍛え、まごころあふれるまちをつくります】

健康、福祉の観点から、市民一人ひとりが健やかに暮らし、思いやりの心を大切にすることを表現しています。

3 | 将来人口

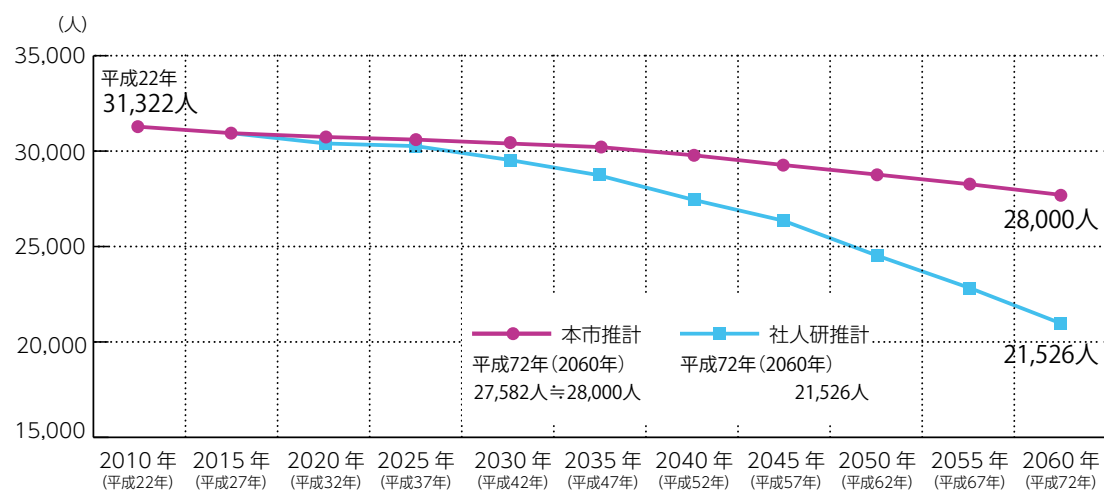
本市の人口は、合併直前の平成 17 年の 31,650 人をピークに、その後は減少に転じ、平成 27 年には 31,124 人となり、10 年間で約 500 人減少しています。

「第 2 章 市のすがた」でも示した社人研の推計によると、本市の人口は今後もゆるやかに減少を続け、平成 72 年（2060 年）には 21,526 人と推計されています。

中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、本市の現状を踏まえた上で、将来展望を示し、今後の人口減少によって生じる諸問題に対する危機意識を市民と共有しつつ、本市の特性や優位性を最大限生かした施策に長期的に取り組むことによって、人口減少を最小限にとどめ、平成 72 年（2060 年）に 28,000 人を維持するとしています。

本計画の将来人口についても、中央市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンとの整合性を図り、計画期間である平成 39 年（2027 年）の目標人口を 30,700 人とします。

将来人口推計



総人口 (人)	実績値(国勢調査)		目標人口
	平成22年	平成27年	平成39年 (2027年)
	31,322 人	31,124 人	30,700 人

4 | 土地利用の基本方針

土地は、限られた貴重な資源であるとともに、市民生活や産業活動の共通基盤であり、その利用のあり方は、市民の生活や地域の発展と深くかかわることとなります。

市の将来像である「実り豊かな生活文化都市」を実現するため、4つの基本方針に基づき総合的で長期的な視点に立った土地利用を目指します。

1) 自然環境の保全

優良な農地や豊かな山林を保全する観点から無秩序な開発を抑制し、ふるさとの住みよい環境を守り、豊かな自然環境と共生した土地利用を推進します。

2) 地域特性を活かした土地の有効活用

本市が持つ自然や歴史、文化は、地域を輝かせる重要な要素です。市民が愛着と誇りを持ち、住みやすさを実感できる郷土づくりを目指し、それぞれの地域の持つ個性や特性を十分に活かした土地利用を推進します。

3) 安心して暮らすことのできる土地利用

本市は、地理的な要因から自然災害を受けやすい立地条件にあり、市民生活のみならず社会活動が大きく妨げられる危険性があります。市民生活や訪れる人の安全を確保するため、自然災害の防止や防災対策のための基盤整備を実施し、災害に強い安全な土地利用を推進します。

4) 機能的で秩序ある土地利用

中部横断自動車道やリニア中央新幹線の整備に伴い、その周辺や近郊の開発需要が高まることが予想されますが、本市の将来像や長期的な発展方向を見据えつつ、機能的で秩序ある土地利用の形成を推進します。

5 | まちづくりの基本方針

基本政策 1 賑わいと交流の生まれるまちづくり

本市は、山梨ビジネスパークや国母工業団地、山梨県食品工業団地といった産業集積や、県内唯一の卸流通団地である山梨県流通センターが立地するなど、地理的条件を活かした商工業の発展が進んできました。しかしながら、近年は商工業ともに市内の事業所数は減少傾向にあり、市内雇用の維持や地場産業の支援が必要となっています。

一方で、農林業においては、従事者の高齢化や担い手の育成など、第1次産業を取り巻く環境が以前にも増して深刻となっており、農業振興や地域を活性化させる対策が必要となっています。

また、これまでの「道の駅とよとみ」を核とした観光振興に加え、新たな交流人口の確保策としての魅力ある観光資源の発掘と活用が求められています。

10年後のリニア中央新幹線の開業を見据えて、将来にわたって活力のあるまちを継続するため、商工業・農林業の振興と活性化、豊かな地域資源を活かした観光の創出に取り組み、賑わいと交流の生まれるまちをつくります。



基本施策（1）産学官連携の商工業振興

本市の優れた道路交通環境や魅力ある立地環境から、企業誘致を促進し、併せて市内の事業者に対する支援を行います。また、市内雇用を促進させるために、就職相談会の開催や、都市部在住者に対し雇用と移住が一体となった施策を展開します。

市内の既存商店・地域商店の活性化は、商業振興を図る上で重要であることから、空き店舗の有効活用、大型店舗との協働による集客策の検討や支援により市内商業の活性化を図ります。

基本施策（2）強みを活かした農林業の推進

農業に関しては、担い手の育成や確保が最重要課題となります。そのためには、農地の有効活用や農産物のブランド化の推進を図るとともに、生産基盤を整備することが重要になります。経営の効率化を図るために、農業法人の設立や農地の集約化を進めると同時に、農産物の特産品化や6次産業化に取り組む販売面の強化が必要になります。また、都市近郊型農業の強みを生かした農業体験や地産地消にも取り組みます。

林業に関しては、適正な森林施業をはじめ、林道の整備、散策路やハイキングコースの整備を推進します。

基本施策（3）魅力ある地域観光資源の活用

多くの人々が訪れ交流する観光振興に向けて、自然、歴史、文化、食、祭りなど既存の地域資源の活用や、新たな観光資源の発掘を行い、魅力ある観光振興に取り組みます。また、関係機関などと連携を強化し、観光客の受け入れ体制やおもてなしなどの推進並びに他自治体との連携による広域観光圏構想を進めます。

基本施策（4）リニア中央新幹線開業に向けて

リニア中央新幹線の開業は、首都圏及び中京圏へのアクセスが飛躍的に向上することから、移住・定住、二地域居住、交流人口の増加、企業進出など、あらゆる面において活性化の契機となる可能性があります。しかし、一方では「ヒト・モノ・カネ」が大都市に吸い寄せられるストロー現象や、リニア駅周辺及び近郊エリアの無秩序な土地開発といった問題が懸念されます。このことからリニア中央新幹線の開業が本市のより良きまちづくりに繋がるよう、「中央市リニア活用基本構想」に基づき施策を展開します。

基本政策 2 安心で健やかに暮らせるまちづくり

今後予測される人口減少を少しでも緩やかなものにするためには、出生率の向上を図るとともに、若年代を中心とした移住・定住施策を進めていく必要があります。そのため、妊娠・出産・子育てまでの包括的な支援を充実させ、子育てしやすく、若者が住みたくなるようなまちづくりに取り組みます。一方で、高齢者に対しては、いつまでも住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らせるまちづくりを、また、介護が必要になった高齢者や障がい者に対しては、必要なサービスを必要な時に提供できる福祉が充実したまちづくりに取り組みます。

基本施策 (1) 安心して出産・子育てができるまち

子育てと仕事が両立できる環境づくりを進めるとともに、幼児教育や保育サービスの充実、家庭での養育機能の向上、子育てに関する相談体制の強化に取り組みます。また、経済的負担の軽減などにより子育て家庭を支援することや、地域全体で子育てを支える環境づくりを強化するなど、総合的な子育て支援に取り組みます。

妊娠・出産・授乳期に関しては、母子保健に関する情報の提供や健診への助成、保健指導や救急医療体制の整備など、体系的、総合的に母子保健行政を推進します。

基本施策 (2) 高齢者や障がい者にやさしいまち

高齢者に対しては、生涯学習やサロン等を通じて、生き生きと暮らせるための介護予防、健康長寿への取り組みを進めます。また、関係機関との連携を強化し、介護サービスの充実に取り組みます。

障がい者支援については、地域社会の相互扶助意識の醸成に努め、ボランティア活動などの活発化を図ります。また、障がい者が必要なサービスを必要な時に受けられるように、障がい福祉サービスの質及び量の向上に向けた支援を行います。

基本施策 (3) 健康で元気に暮らせるまち

高齢化の進行に伴う医療費の増加は、医療保険財政をますます圧迫することになります。そのために、特定健康診査などによる病気の早期発見や生活習慣病予防への取り組み、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進など、医療費の削減に向けた取り組みに努めます。また、禁煙・分煙の推進や、効果的な感染症対策、こころの健康づくりに取り組みます。

情報活用能力の向上や理数教育・外国語教育の充実など、子どもたちを取り巻く教育環境は日々変化しており、それらに対応した教育体制の整備が必要となっています。

また、近年は地域における伝統や文化に関する教育、道徳心を重んじた教育など豊かな心を育む教育の充実が求められています。そのため、本市の未来を担う子どもたちの多様な可能性を伸ばし、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましく成長できるように、教育環境の整備を推進します。

さらに、市民一人ひとりが地域の歴史・文化・自然に触れ、地域を深く知り、理解することで郷土への愛着が持てるように、地域の歴史・文化の継承や保護を図り、市民が生涯を通して学ぶことができる環境づくりを図ります。

基本施策 (1) 未来を担う人材の教育・育成

時代の変化やニーズに応じた学習方法や学校環境を整え、学校・家庭・地域の連携により、学力向上に向けた総合的な取り組みを推進します。

また、地域への愛着を育む取り組みとして、地元の食材を利用した地産地消による食育への取り組みや、地域・自然・歴史・文化などを学ぶ郷土学習、地域資源を活用した体験活動を推進します。

基本施策 (2) 生涯を通して学ぶ社会の推進

市民が生涯にわたって学べる地域の特性を生かした生涯学習の推進や文化創造拠点の整備に取り組みます。また、市民誰もがスポーツに親しめる生涯スポーツの推進や、地域の歴史・文化について理解を深め、文化財への愛護精神を高める取り組みを行います。



基本政策 4 安全で快適な住みやすいまちづくり

これまでに本市では、J R駅の周辺整備や市営コミュニティバスの運行などの公共交通機関に関する施策や計画的な土地開発などについて、市民との協働により取り組んできました。しかし、これらの施策については、重要度が高いという認識の一方で、満足度が低いといった市民の声もあり、市民の視点に立ったまちの整備が必要となっています。

また、地球温暖化や大気汚染などの環境問題が地球規模で広がり、人々の暮らしの中でも環境に関する意識は年々高まっており、それに伴う環境志向のライフスタイルに適合する施策の推進が求められています。

市民が快適で住みやすいまちづくりを目指して、交通環境の整備や景観に配慮した土地利用による住環境の充実を進める一方で、豊かな自然を守るために、生活環境の保全や資源循環型社会の推進に取り組みます。

近年、東日本大震災をはじめ、全国各地で発生する地震や局地的な豪雨などの自然災害、交通事故や犯罪のニュースが後を絶たず、安心した生活環境に対する市民の関心が高まっています。

本市では、市民・事業者・関係団体との連携を進め、災害に強いまちづくりや防犯対策、交通事故対策に取り組みます。



基本施策（1）暮らしやすい交通環境の整備

市内の地域間を結ぶ道路網整備や生活道路への歩道整備（通学路を含む）などの安全性の向上に取り組みます。また、市民から要望の強い公共交通機関の充実に向けて、効果的な運用方法を検討し、利便性の向上を図る取り組みを行います。

基本施策（2）快適で魅力ある住環境の充実

「中央市都市計画マスタープラン」に基づいた土地開発や土地利用に取り組みます。また、「中央市都市公園条例」により、市民の憩いの場や防災拠点としての機能を持つ公園・広場の整備を行います。

上下水道事業については、市民が安全かつ安心してサービスを受けられるように、施設の計画的な維持・改修、水質検査に取り組みます。

基本施策（3）環境に配慮した地域社会の実現

不法投棄や環境汚染を防ぐために、関係法令に基づき、規制・指導を行うとともに、個人、事業者への啓発活動を行います。また、ゴミの減量化や分別回収に積極的に取り組みます。

基本施策（4）安全で安心して暮らせるまち

市民、事業者、関係団体との連携を図るとともに、庁内体制を強化して、災害に強い体制の整備に取り組みます。また、地域における災害対応力を高めるために、地域リーダーの養成、防災訓練の内容充実、地域と行政相互の情報共有、防災知識の普及、住宅の耐震化などの取り組みを進めます。

交通安全対策については、施設整備や危険箇所の解消、市民の交通安全意識の高揚に向けた取り組みを行います。また、防犯対策については、警察、関係団体、自治会などとの相互連携による防犯体制の確立に努めます。



基本政策 5 市民参加による協働のまちづくり

地方分権が進展し、市民と行政の良好なパートナーシップのもとに、地域が自主性、主体性を持った多様なまちづくりを行っていくことが求められている一方で、厳しさを増す財政状況のなか、多様化する市民ニーズに対応した行財政運営をどのように行うかが大きな課題となっています。

そこで、市民と行政による双方向での情報の共有化を進めるとともに、自治組織の活性化に対する支援を推進し、市民が主役のまちづくりを展開していきます。

さらに、事務事業の評価・見直しや定員管理の適正化、公共施設の整理統合など行財政改革の質的向上により、限られた予算を効率的・効果的に配分し、市民ニーズに対応した行財政運営を展開します。

また、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みや、国際交流の充実を図るなど、市民とともに作るまちづくりを目指します。



基本施策（1）市民が主役のまちづくり

市民と行政の協働に向けて、情報や地域課題の共有を図るために、有効な情報発信手段の検討と対話集会などの場を創出します。また、市民が男女の性別を問わず、積極的にまちづくりへの参加ができるような気運を高め、活力ある地域社会を目指します。

基本施策（2）多様な文化との共生と交流

行政情報の多言語化を推進し、外国籍住民のための日本語教室や、文化・生活習慣講座の開催、自治会への加入を促進するなどの支援に取り組みます。また、友好都市である四川省都江堰市との友好親善を図るなかで、国際交流を推進します。

基本施策（3）効率的・効果的な行財政運営

行政運営の効率化と財政の健全化は、地方自治における重要課題になっています。市民サービスの低下を招くことなく、職員の適正配置や公共施設の整理・統合に取り組みます。財政運営に関しては、事業評価による選択と集中、税や料の滞納対策、自主財源の確保などに積極的に取り組み、財務諸表を公表し、財務状況の透明化を推進します。また、電子申請などによる事務事業の効率化や情報システムの活用、公共事業における民間活力を導入したサービスの向上や経費の節減に取り組みます。



施策の体系図

